

## 意見書案第10号

### 放射線から福島県の子どもたちの健康を守るための意見書（案）

東京電力福島第一原子力発電所において発生した原子力事故は、9ヶ月が経過した今なお収束せず、県内はもとより全国各地へ避難した白河市民は現在もふるさとを離れて、厳しい避難生活を続けており、初めての地で迎える冬の生活に更に不安を募らせている。

また、見えない放射線による健康への不安は依然解決されることなく、これまで培ってきた市民生活の安全と安心を根底から揺るがし、市民生活に深刻な影響を与えている。

特に、放射線に対する感受性が高いと言われている子どもを持つ家庭にあっては、これまで経験したことのない健康被害を危惧し、不安な日々を過ごしている。

こうした放射線による健康不安から、6万人近い福島県民が、白河市民では約300人が県外での避難生活を余儀なくされ、児童・生徒の県外転校も県民では1万人、市民では40人余りを数え、福島県はもとより白河市の人口は原子力災害を機に減少している。

今、人口減少による白河市の社会基盤は根幹から揺らいでいる。

白河市民に安全で安心な生活を提供できなければ、健康への不安からこれからも減少が続いていくと考えられる。

白河市民の生活を守るためには、生活空間から早急に放射線を除去するとともに、放射線から市民の健康を守っていかなければなりません。

特に、将来を担う子どもたち、大きな未来がある子どもたちの健康をしっかりと守り、白河市で安心して子どもを産み、育てやすい環境づくりを進めるため、子どもたちが市内にいても県外から戻ってきても安心して医療を受けられるようにすることがとても必要である。

よって、国（政府）において、次のとおり早急に変更されるよう強く要望する。

1. 「除染に関する緊急実施基本方針」の長期的な目標「追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下」となるまで、財政措置を含み万全な対応を講ずること。  
また、除染を県内の市町村や県民に任せることなく、国・事業者の責任で支援体制を構築すること。
2. 県内の子どもたちを放射線から守るための施策、また、それに伴う予算措置を優先的に拡充し、早急に変更すること。
3. 子どもたちの健康を守り、福島県で安心して子どもを産み、育てやすい環境づくりを進めるため、子どもたちが県内にいても県外から戻ってきても安心して医療を受けられるように、18歳以下の子どもたちの医療費を無料化する措置を実施すること

以下、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月20日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣 あて

福島県白河市議会議員 高橋 光雄